

令和7年度 町民税・県民税申告書の手引き

※**個人番号(マイナンバー)**の記載が必要になります。

日頃より町税の納税にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も町民税・県民税の申告の時期となりましたので、この「申告書の書き方(記載例)」を参考に、別紙の申告書にご記入のうえ令和7年3月17日(月)までにご提出いただきますようお願いいたします。※町申告会場の開設は、令和7年3月14日(金)までとなっておりますのでご注意ください。
ご不明な点等ございましたら税務課までお問い合わせください。



郵送での申告を推奨しております。詳しい方法等についてはこちらから→

■町民税・県民税の申告について

令和7年度町民税・県民税は、令和6年1月1日から令和6年12月31日まで(以下「令和6年中」という。)の所得に対し、令和7年1月1日現在の住所地で賦課される地方税です。(令和7年1月2日以降に転出された方も伊奈町での申告が必要です。)

町では、この申告書や所得税の確定申告書、給与・年金の報告書等をもとに、みなさんの町民税・県民税額を決定します。

■申告が必要な方

- 令和7年1月1日現在、伊奈町にお住まいになり(住民登録の有無に関わらず)、前年中に農業・営業等による所得や不動産・利子・配当・譲渡等による所得があった方
- 給与所得者で、勤務先から町に対して給与支払報告書が提出されなかった方
- 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で確定申告をしない方のうち、住民税申告により各種控除(扶養、生命保険料控除、医療費控除等)の追加をする方

この申告は税額の算定のほか、各種証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の資料など、幅広く使われています。そのため、所得の有無に関わらず、必要に応じ申告書の提出をお願いします。

■申告の必要がない方

- 税務署へ所得税の確定申告書(確定申告・還付申告)を提出する方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- 公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方
- 所得税および町・県民税の申告で、他の方の扶養として申告されている方
ただし、扶養者が伊奈町以外にお住まいの場合は、申告が必要になる場合がございます。

■申告に必要な書類

- 個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード、個人番号の記載された住民票(※取得する際は手数料がかかります。)などのうち1つ)
- 本人確認書類(運転免許証等)
- 令和6年中の各種書類
(例)・所得を証明する書類(給与・年金の源泉徴収票、報酬の支払調書等)
 - 社会保険料の領収書・証明書
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 寄附金受領証明書(申告用)
 - 医療費の明細書(領収書等により作成)又は医療費通知
 - セルフメディケーション税制の明細書(領収書等により作成)
- 雑損控除を受ける方は、損害額を証明する書類、補てん額のわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得がわかる書類
- 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または障害者控除等対象者認定書 等

■町民税・県民税が非課税となる方

次に該当する方は、町民税・県民税が非課税となります。

- 令和7年1月1日の時点で生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- 令和7年1月1日の時点で障がい者・未成年・寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が、次の金額以下の方
 - 扶養親族がいない場合:280,000円+100,000円
 - 扶養親族がいる場合:280,000円×(扶養親族の人数+1)+168,000円+100,000円

伊奈町役場 税務課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
電話048-721-2111(内線2151・2152・2155)

給与所得金額及び公的年金等控除額表

■給与所得 ※1円未満の端数切捨て

給与収入	給与所得
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

給与収入	給与所得
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4(千円未満の端数切捨て)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入÷4(千円未満の端数切捨て)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入÷4(千円未満の端数切捨て)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入－1,950,000円

※給与所得が850万円を超え、本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合、給与所得と年金所得がある場合は、所得金額調整控除を受けられる可能性があります。

■公的年金等控除額の計算

65歳以上の方の計算式(昭和35年1月1日以前に生まれた方)			
公的年金収入 (以下Aとする)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～3,299,999円	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

65歳未満の方の計算式(昭和35年1月2日以降に生まれた方)			
公的年金収入 (以下Aとする)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円	600,000円	500,000円	400,000円
～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

資料1(扶養控除)

区 分		年 齢	控除額
扶養控除	一般扶養控除	16歳以上19歳未満(平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ) 23歳以上70歳未満(昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ)	330,000円
	特定扶養控除	19歳以上23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	450,000円
	老人扶養控除	70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	380,000円
	同居老親扶養控除	老人扶養のうち、申告者が配偶者の直系尊属で同居している場合	450,000円
16歳未満の扶養親族		16歳未満(平成21年1月2日以降に生まれた方) ※控除対象外であっても非課税限度額や他制度の算定資料となります	控除対象外

資料2(配偶者控除・配偶者特別控除早見表) ※配偶者控除適用かつ昭和30年1月1日以前に生まれた場合は()内の金額を適用

		配偶者控除	配 偶 者 特 別 控 除									
合 計 所 得		配 偶 者										
		～480,000円	～950,000円	～1,000,000円	～1,050,000円	～1,100,000円	～1,150,000円	～1,200,000円	～1,250,000円	～1,300,000円	～1,330,000円	1,330,001円～
申 告 者	～9,000,000円	330,000円 (380,000円)	330,000円	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円
	～9,500,000円	220,000円 (260,000円)	220,000円	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円	0円
	～10,000,000円	110,000円 (130,000円)	110,000円	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円	0円
	10,000,001円～	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

資料3(生命保険料控除計算表)

①旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険料)	
保険料支払額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払額の全額
15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
70,000円超	35,000円

②新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険料)	
保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円
56,000円超	28,000円

旧契約分のみ生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額

新契約分のみ生命保険料控除を適用：②に基づき算出した控除額

旧契約と新契約の双方について生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額と②に基づき算出した控除額の合計額(上限28,000円)

※一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料ごとに控除額を計算し、全体の控除額の上限は70,000円

資料4(地震保険料控除計算表)

地震保険料支払額	地震保険料控除額
50,000円以下	支払金額の1/2
50,000円超	25,000円

旧長期損害保険料支払額	地震保険料控除額
5,000円以下	支払額の全額
5,001円～15,000円	支払額×0.5+2,500円
15,000円超	10,000円

地震保険料・旧長期損害保険料両方の支払いがあった場合は、控除額の上限は25,000円(同一契約の場合は一方のみ控除対象)

